

2019 年 10 月 24 日 みずほ銀行(中国)有限公司 中国アドバイザリー部

--金融政策関連--

みずほ中国 ビジネス・エクスプレス

(第501号)

国務院、

外資保険、銀行に関する規制をさらに緩和 中国金融市場への外資参入拡大に期待

平素より格別のご高配を賜りまして誠にありがとうございます。

国務院は、2019 年 9 月 30 日付で『「中華人民共和国外資保険会社管理条例」及び「中華人民共和国外資銀行管理条例」の改定に関する国務院の決定』(中華人民共和国国務院令第 720 号、以下『第 720 号令』という)を公布しました。『第 720 号令』は、保険業と銀行業に対する外資規制を緩和し、金融部門の対外開放の拡大を図るもので、9 月 30 日より実施しました¹。

規制緩和の内容について、保険業では親会社に求めていた事業の経営年数の下限や、中国駐在員事務所の設立年数の下限撤廃に加え、外国保険グループによる中国本土での保険子会社の設立、海外金融機関による外資保険会社への出資を認めるとしました。

銀行業では**外資側出資者の総資産の下限と、中国側の合弁相手を金融機関に限定していた規制を撤廃**するほか、**人民元業務の範囲拡大や、経営年数の下限撤廃、金融当局の承認不要**など人民元業務の取扱いに係る規制を緩和しました。

□ 金融部門の開放に向けた法改正

国務院は『第720号令』を発表することで、2016年版の「中華人民共和国外資保険会社管理条例」(以下、外資保険会社管理条例) と 2014年版の「中華人民共和国外資銀行管理条例」(以下、外資銀行管理条例) をそれぞれ改定しました。これは金融分野におけるWTO加盟後の約束事項の履行につき、国内法の形で対応したと言えるでしょう。

中国銀行保険監督管理委員会(以下、CBIRC)の劉福寿首席弁護士は10月15日に開かれた国務院報道 弁公室のブリーフィングで、「条例の改定により参入規制がさらに緩められ、外資銀行と保険会社の設立 や運営にとって、より柔軟な制度・環境が整う。これにより、今後より多くの外資の中国進出につなが

¹ 本稿における「外資」には中国香港資本・マカオ資本・台湾資本が含まれます。また、「海外金融機関」とは、中国香港・マカオ・台湾を含む中国本土以外の金融機関を指します。『第720号令』の中国語原文については、以下のURLよりダウンロードできます。

[⇒]http://www.gov.cn/zhengce/content/2019-10/15/content_5439956.htm



っていくだろう」と述べました。CBIRC は今後、「外資銀行管理条例実施細則」や「外資保険会社管理条例実施細則」などの関連ルールの改定に着手する計画であり、金融部門の開放拡大に向けた法改正に引き続き取り組んでいくとしています。

□ 外資保険会社管理条例の改定等

従来の外資保険会社管理条例では、保険事業に 30 年超従事し、中国本土に駐在員事務所を置いて 2 年以上経過した外国保険会社に限り国内での保険会社設立を認めていましたが、改定版ではこの規制を撤廃しました。これに加え、外国保険グループによる国内での保険子会社の設立や、海外金融機関による外資保険会社への出資も解禁しました。詳細は図表 1 をご参考ください。

【図表 1】外資保険会社管理条例の改定前後比較

1四次 17 万具体医五柱音艺术的少块是的 医起枝				
項目	改定前	改定後	主な変更点	
外国保険会 社による外 資保険への 出資	 ✓ 外資保険会社の設立を申請する外国保険会社は、以下の条件を満たさなければならない ● 保険事業の経営年数が30年以上 ● 中国本土において駐在員事務所を設立してから2年以上経過 ● 設立申請時における前年度末の総資産が50億米ドル以上 ● 所在国・地域において整備された保険監督管理制度を有する、かつ当該外国保険会社は所在国・地域の監督当局から有効な監督管理を受けている ● 所在国・地域の保険金支払能力の基準を満たしている ● 所在国・地域の保険金支払能力の基準を満たしている ● 設立申請につき所在国・地域の監督当局の承認取得済み ● 中国保険監督管理機関(旧 CIRC)が定めたその他の健全性関連条件 	 ✓ 外資保険会社の設立を申請する外国保険会社は、以下の条件を満たさなければならない ● 設立申請時における前年度末の総資産が50億米ドル以上 ● 所在国・地域に整備された保険監督管理制度を有する、地理保険会社は所在国・地域の監督当局から有効な監督管でいる ● 所在国・地域の保険金支払能力の基準を満たしている ● 設立申請につき所在国・地域の監督当局の承認取得済み ● 国務院保険監督管理機関(現のBIRC)が定めたその他の健全性関連条件 	✓親会社に対す る「保険 30 年 と」の要本土」の国本主に お務のでは がある。 がある。 がある。 がある。 がある。 がある。 がある。 がある。	
外国保険グ ループによ る参入	-	✓ 外国保険グループによる中国本土 での外資保険会社の設立が可能。 具体的な管理規則については、国 務院保険監督管理機関が本条例の 方針に基づき制定する	✓ 新規追加 (第 40 条)	
海外金融機 関による外 資保険への 出資	_	✓ 海外金融機関による外資保険会社 への出資が可能。具体的な管理規 則については、国務院保険監督管 理機関が本条例の方針に基づき制 定する	✓ 新規追加 (第 41 条)	

(『第720号令』などに基づき、中国アドバイザリー部作成)

中国人民銀行は、金融市場監督管理体制の整備を目的に設置された国務院金融安定発展委員会弁公室の決定事項として、今年7月20日に金融市場における外資へのさらなる市場開放につき11項目の規制緩和策を発表しました。保険業に関する内容については、①外資による生命保険会社への出資制限を従来の51%から100%へ緩和する措置について、その実施時期を当初の2021年から20年へ1年前倒しする、②保険資産管理会社への出資につき、中国資本系の保険会社が75%を下回ってはならないとする規制を撤



廃し、外資が 25%を超えることを認める、③外資保険会社の親会社に対する保険事業の経営年数を 30 年以上とする要件を撤廃する、の 3 点が挙げられます。

一方、「外資保険会社管理条例実施細則」については、CBIRC が 2018 年 5 月 30 日に当該細則の改定に関する意見募集案を発表しています。意見募集案にて取り上げられた外資による生命保険会社への過半出資を認める、中国本土における駐在員事務所の設立年数 2 年以上の要件を撤廃する、の 2 点については、今後、正式案に固まる公算です。但し、意見募集案にある一部の内容は、発表済みの外資保険会社管理条例と金融当局の方針を合わせ、さらに調整される可能性もあると考えられます。「外資保険会社管理条例実施細則」の改定は、CBIRC の 2019 年度の立法作業計画に盛り込まれており、正式案は年内に発表される見通しです。

□ 外資銀行管理条例の改定

従来の外資銀行管理条例は、外資独資銀行の出資者、中外合弁銀行の外資側筆頭株主、中国本土に支店を開設する外国銀行に対し、設立申請時における前年度末の総資産額が100億米ドルを下回ってはならないと定めていましたが、改定版ではこの規制を撤廃しました。また外国銀行が中国本土に支店と銀行子会社を同時に設けることも認められ、外資銀行に対する国債や地方債といった政府債の発行引受などの業務解禁も条例として明文化されました。また人民元業務の展開につき当局の承認が不要となりました。詳細は図表2をご参考ください。

【図表 2】外資銀行管理条例の改定前後比較

EMPS -4 / I NOW I J II CHININ Y TO THE WORLD				
項目	改定前	改定後	主な変更点	
外資独資銀 行の出資者 資格	 ✓ 商業銀行であること ✓ 設立申請時における前年度末の総資産が 100 億米ドル以上 ✓ 自己資本比率が所在国・地域の金融当局及び国務院銀行業監督管理機関(旧 CBRC)の規定に合致 	✓ 商業銀行であること ✓ 自己資本比率が所在国・地域の金融 当局及び国務院銀行業監督管理機関 (現 CBIRC) の規定に合致	✓ 設立申請時に おける前年度 末の総資産の 下限を撤廃 (第10条)	
中外合弁銀 行の出資者 資格	 外資側株主及び中国側唯一の株主、若しくは筆頭株主は金融機関であること 外資側唯一の株主、若しくは筆頭株主は以下の条件を満たさなければならない 商業銀行であること 設立申請時における前年度末の総資産が100億米ドル以上 自己資本比率が所在国・地域の金融当局及び国務院銀行業監督管理機関の規定に合致 	 外資側株主は金融機関であること 外資側唯一の株主、若しくは筆頭株主は以下の条件を満たさなければならない 商業銀行であること 自己資本比率が所在国・地域の金融当局及び国務院銀行業監督管理機関の規定に合致 	✓ 中国側の金融する 中国側の金融する 規制では 規制が が設ける が設ける が設ける が設ける がでする ででである。 でである。 でである。 でのでする。 でのでのでのでのでのでのでする。 でのでのでのでのでのでのでする。 でのでのでのでのでのでのでのでのでのでのでのでのでのでのでのでのでのでのでの	
支店設置 の外国銀行 資格	→ 設立申請時における前年度末の総資産が 200 億米ドル以上✓ 自己資本比率が所在国・地域の金融当局及び国務院銀行業監督管理機関の規定に合致	✓ 自己資本比率が所在国・地域の金融 当局及び国務院銀行業監督管理機関 の規定に合致	✓設立申請時に おける前年度 末の総資産の 下限を撤廃 (第12条)	



话中	₽		ナか亦声よ
項目	改定前	改定後	主な変更点
外国銀行に よる支店と 銀行子会社 の同時設立	✓ 外国銀行が、中国本土における本店を全額出資の外資独資銀行へ変更する場合、国務院銀行業監督管理機関の承認を得た後、定められた期間内においてホールセール外貨業務を行う支店1店を存続させることが可能	✓ 外国銀行は中国本土において、外資 独資銀行と外国銀行の支店を同時に 設立する、又は中外合弁銀行と外国 銀行の支店を同時に設立することが 可能	✓ 外国銀行による支店と銀行 子会社の同時 設立を認める (第25条)
独資銀行、 合弁銀行の 業務範囲	 ✓以下の業務を営むことが可能 ●公衆の預金の受入 ●短期・中国及び長期貸出 ●手形の引受と割引 ●政府債・金融債の売買、株式以外のその他の外貨建て有価証券の提供 ●信用状かの決済買・代理売買 ●保険代理 ●銀行間コード業務 ●貸金限行の承務 ●貸金限行間コード業務 ●貸金関査なります。 ●貸金関査を付けます。 ●関係のの承認を管理機関の承認を行いの承務を営むことが可能 	 ✓ 以下の業務を営むことが可能 ● 公衆の預金の受入 ● 短期・可受し、 ● 短期・可受し、 ● 政府債の共理発行、代理換金、引受 ● 政府債・金融債の売買、株の売買、株の他のサービス及び保証の提供 ● 国内外の高速の売買の売間 ● 国内外の高速の提供 ● 銀行力・当のでは、 ● 銀行カード業務 ● 貸信用スンサルティングサービス ● 銀行カービス ● 銀行力・デンタのでは、 ● 付の承認を管理機関の承認を付いる。 ● 信用表別のの承認を得して、 ● での承認を含むことが可能 	✓ 政府債の代理 発行、代理 金、引受 ² 、理 取・支払代理 務の展開を認 める (第29条)
外国銀行 支店の業務 範囲	✓ 以来務を除く)を開生のでは、 ・ 公衆の預金の受入 ・ 公衆の預金の受入 ・ 短期の引き金融債の売買、株式以外の ・ を配別を制引 ・ 政府債・の一に、 ・ の外に、 ・ の外に、 ・ の外に、 ・ の外に、 ・ の外に、 ・ の外に、 ・ の外に、 ・ のが、 ・ のが、	✓ 以下の業務(中国) では、 ・ 公来の預金の受入 ・ 短期・可引の代理発行、代理換金、引受の ・ 短期を開展して、 ・ 政府債のの売買をです。 ・ 政府債が、金融貨でです。 ・ 政府債が、金融貨でです。 ・ 政府債が、金融貨でです。 ・ 国内外のです。 ・ 国内外のです。 ・ 国内外のです。 ・ 国内外のです。 ・ 国内外のです。 ・ 国内外のです。 ・ 国内外のです。 ・ 国内外のです。 ・ 国内のでは、 ・ 国内のでは、 ・ 国内のでは、 ・ 国内のでは、 ・ 国内のでは、 ・ のでは、 ・ のでは、 ・ のでは、 ・ のでは、 ・ のでは、 ・ のでは、 ・ のでは、 ・ のでは、 ・ のでは、 ・ では、 ・ では、	✓ 政発金取務め受国元金来の行法、引支展 可内で下1万に引 で第31年のの 100元 で第31年の 1

² CBIRC 弁公庁は、2018 年 4 月 27 日付で『さらなる外資銀行の市場参入緩和の関連事項に関する通達』(銀保監弁発[2018]16 号) を公布し、外国銀行の支店、外資独資銀行、中外合弁銀行に対し、政府債の代理発行、代理換金、引受業務について、CBIRC による許可の取得を必要とせずに展開することを認めました。詳細については、『みずほ中国 ビジネス・エクスプレス』第 466 号をご参照ください。以下の URL よりダウンロードできます。

 $\underline{\Rightarrow} https://www.\,mizuhobank.\,co.\,jp/corporate/world/info/cndb/express/pdf/R419-0488-XF-0105.\,pdf$



項目	改定前	改定後	主な変更点
人民元業務 取扱のため の条件	 ✓ 外資銀行が第29条、若しくは第31 条に掲げた人民元業務を行う場合は 以下の条件を満たし、かつ国務院銀 行業監督管理機関の承認を得る ● 中国内で開業後1年以上経過 ● 国務院銀行業監督管理機関が定めた その他の健全性条件 	✓ 外資銀行が第 29 条、若しくは第 31 条に掲げた人民元業務を行う場合 は、国務院銀行業監督管理機関が定 めた健全性条件を満たさなければな らない	✓ 当局からの承 認不要 ✓ 「事業経営年 数1年以上」の 要件を撤廃 (第34条)
外国銀行支 店の営業運 転資金	✓ 営業運転資金の30%は国務院銀行業 監督管理機関が指定する有利子資産 の形式で存置しなければならない	✓ 外国銀行支店は国務院銀行業監督管理機関の規定に従い、一定比率の有利子資産を保有しなければならない	√有利子資産の 保有比率を緩 和 (第44条)
外国銀行 支店の 自己資本	✓ 人民元建ての営業運転資金に準備金等を加えた「自己資本」につき、人民元建てリスク資産の8%以上を維持する ✓ 国務院銀行業監督管理機関は、リスクが高く、リスク管理力が低い外国銀行支店に対し前項の比率の引き上げを求めることが可能	 ✓ 人民元建ての営業運転資金に準備金等を加えた「自己資本」につき、人民元建でリスク資産の8%以上を維持する ✓ 自己資本比率が持続的に所在国・地域の金融当局及び国務院銀行業監督管理機関の規定に合致する外国銀行の支店には、前項の規制を受けない ✓ 国務院銀行業監督管理機関は、リスクが高く、リスク管理力が低い外国銀行支店に対し本条第1項の比率の引き上げを求めることが可能 	✓ 自持続に国にて金 を を を を を を を を を を を を を を を を を を を

(『第720号令』などに基づき、中国アドバイザリー部作成)

□ 外資による中国金融市場への参入が一層拡大へ

中国の WTO 加盟以降、中国における外資銀行・保険会社は数、規模ともに安定的に拡大しており、2019 年6月末時点、中国には外国銀行の中国現地法人 41 行、支店 116 ヵ所、駐在員事務所 151 ヵ所、海外保 険会社の中国現地法人 59 社、駐在員事務所 131 ヵ所が設けられています。

今回の規制緩和は、外資を中国国内資本と同一に扱うよう図ることから、外資による中国金融市場への参入拡大、金融商品・サービスやプレーヤーの多様化、市場構造の最適化につながるでしょう。

【みずほ銀行(中国)有限公司 中国アドバイザリー部】



【ご注意】

- 1. **法律上、会計上の助言:**本資料記載の情報は、法律上、会計上、税務上の助言を含むものではありません。法律上、会計上、税務上の助言を必要とされる場合は、それぞれの専門家にご相談ください。
- 2. 秘密保持: 本資料記載の情報の貴社への開示は貴社の守秘義務を前提とするものです。当該情報については貴社内部の利用に限定され、その内容の第三者への開示は禁止されています。
- 3. **著作権**:本資料記載の情報の著作権は原則として弊行に帰属します。いかなる目的であれ本資料の一部または全部について無断で、いかなる方法においても複写、複製、引用、転載、翻訳、貸与等を行うことを禁止します。

4. 免責:

- (1) 本資料記載の情報は、弊行が信頼できると考える各方面から取得しておりますが、その内容の正確性、信頼性、完全性を保証するものではありません。弊行は当該情報に起因して発生した損害については、その内容如何にかかわらずいっさい責任を負いません。また、本資料における分析は仮定に基づくものであり、その結果の確実性或いは完結性を表明するものではありません。
- (2) 今後開示いただく情報、鑑定評価、格付機関の見解、制度・金融環境の変化等によっては、その過程やスキームを大幅に変更する 必要がある可能性があり、その場合には本資料で分析した効果が得られない可能性がありますので、予めご了承下さい。また、本 資料は貴社のリスクを網羅的に示唆するものではありません。
- 5. 本資料は金融資産の売買に関する助言、勧誘、推奨を行うものではありません。